

対象年度		令和 6年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		予防接種事業						予算事業名		予防接種事務経費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	予防接種法				
			04	01	02	05	経常経費						
総合計画体系	みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分	主要事業					
	健康長寿で安心できる暮らしづくり												
	保健予防活動の充実						担当課係等	健康増進課 管理係					
事業期間		継続 (昭和60年度～ 年度)											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生向上に寄与するとともに市民の健康的な生活を確保する。 予防接種法に基づく子ども及び高齢者等に対して、予防接種の勧奨を行うとともに、各医療機関で個別接種できるよう体制整備を確保する							感染の恐れにある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害への迅速な救済を図るために開始された。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
・対象者へ個別接種の勧奨を行う。 定期接種：ロタ、BCG、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、水痘、麻しん風しん、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防、成人肺炎球菌(65歳以上)、風しん第5期(S37. 4. 2-S54. 4. 1生) 任意接種：インフルエンザ ・業務内容：医療機関に委託 ・積極的勧奨を実施 子どもの予防接種：生後1か月の乳幼児保護者に予防接種予診票綴り（各種予防接種の予診票）を配付する。 学童期以降の予防接種：日本脳炎、二種混合の勧奨を行う。HPVは、対象年齢並びにキャッチアップ対象者へ予防接種の勧奨を行う。							予防接種法に基づく年齢の市民						
【令和 6年度 事業内容】							【事業をとりまく環境の変化】						
・各医療機関と業務委託し、個別接種を行う。定期接種13種類・任意接種1種類 ・造血細胞移植後の再接種費用助成(新規) ・妊娠を希望する女性及びパートナーに対し、風しん対策事業を実施(新規)							平成26年より事業を開始し、市(県内)の医療機関で個別予防接種が可能となる。平成27年度より小児インフルエンザ予防接種助成の対象年齢を高校3年生相当年齢まで引き上げた。平成28年度より小山地区医師会所属の医療機関で予防接種が可能となり、10月よりB型肝炎が定期接種となった。令和2年10月よりロタウイルスが定期接種となった。令和4年から令和6年度まで、第5期風しん抗体検査並びに予防接種が延長となる。令和5年度よりHPV9価ワクチンが定期接種となる。						
【令和 7年度 事業内容】							【令和 8年度 事業内容】						
・各医療機関と業務委託し、個別接種を行う。定期接種13種類・任意接種1種類 ・造血細胞移植後の再接種費用助成 ・妊娠を希望する女性及びパートナーに対し、風しん対策事業を実施							・各医療機関と業務委託し、個別接種を行う。定期接種13種類・任意接種1種類 ・造血細胞移植後の再接種費用助成 ・妊娠を希望する女性及びパートナーに対し、風しん対策事業を実施						
■事業費													
				R04年度		R05年度							
財源内訳	国	庫	支	出	金	2,959	2,002						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	111,279	130,810						
歳入計(千円)				114,238		132,812							
歳出内訳	節(番号+名称)				金額(千円)	金額(千円)							
	01	報酬			0	9							
	08	旅費			3	4							
	10	需用費			2,221	2,268							
	11	役務費			719	653							
	12	委託料			110,314	126,958							
	19	扶助費			981	2,920							
歳出計(千円)(A)				114,238		132,812							
伸び率(%)						16.25							
備考	予算書108ページ 総合計画50ページ												

令和 4年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R04年度	R05年度	R06年度
活動 指標	個別予防接種市内医療機関数（小児）	カ所	目標	24.00	24.00	24.00
	定期接種を実施した市内予防接種医療機関数		実績	24.00	0.00	0.00
	個別予防接種広域医療機関数（小児）	カ所	目標	30.00	30.00	30.00
	定期接種を実施した茨城県内予防接種医療機関数（市内除く）		実績	22.00	0.00	0.00
成果 指標	A 類疾病（B型肝炎、ヒブ、肺炎球菌、BCG等※子宮頸がん除く）	%	目標	91.00	93.00	95.00
	予防接種率		実績	92.40	0.00	0.00
	B 類疾病（65歳以上高齢者インフルエンザ、肺炎球菌）	%	目標	70.00	70.00	70.00
	予防接種率		実績	50.40	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、市民の健康保持を確保するために必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	予防接種法に基づき定期接種は自治体が行うこととされており、予防接種による健康被害の救済手続きを行わなければならないため妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	予防接種法（昭和23年法律第68号）の第5条第1項の規定により予防接種を実施する。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	対象者並びに保護者へ接種勧奨を行うが、直接的に接種率に結びつかないため、どちらも言えないが、ホームページ等を利用して周知を図っていく必要がある。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	市民を対象とした事業である。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	予防接種法の改正等に逐次対応し、接種体制における必要な措置を講じていかなければならない。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	市民全体及び対象者に対して周知を徹底し、接種率の向上に努める。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
予防接種法の改正に対応し、予防接種を確実に実施する。市民に対して、予防接種等の安全性や有効性に関する情報の提供を的確に行う必要がある。予防接種率を向上させるためには、予防接種の重要性・必要性を広く周知していかなければならない。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
感染症の流行や副作用等に対する世論や法改正など、予防接種を取り巻く環境は年々変化しているため、市医師会をはじめ協力医療機関と情報を密にし、市民へ広報やSNS等を活用して周知を図る。また、令和6年度から、带状疱疹ワクチン等の助成を開始し、公衆衛生の更なる向上を図る。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 予防接種法に基づく定期接種を適切に実施するとともに、予防接種法の改正に対応し、迅速に安全に対象者への接種を行う。特に、子宮頸がんワクチンや風しん抗体検査及び予防接種については、広報活動を強化し接種率の向上を目指す。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり	